二　申請に係る型式部材等の生産に関する事項
イ～ル　（略）
ヲ　監査の対象、監査の時期、監査事項その他監査の実施の概要
三・四　（略）
3　（略）
（品質保持に必要な生産条件）
第十条の五の九　法第六十八条の十三第二号の国土交通省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。
一～四　（略）
五　次に掲げる方法（第十条の五の四第三号に掲げる型式部材等にあっては、イ(1)(viii)に係るものに限る。）、ト及びチ（監査に関する記録に係るものに限る。）に掲げるものを除く。）により品質管理が行われていること。
イ　社内規格が次のとおり適切に整備されていること。
(1)　次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。
(i)～(vi)　（略）
(vii)　監査に関する事項
(2)　（略）
ロ～ヘ　（略）
ト　監査が社内規格に基づいて適切に行われていること。
チ　製品の管理、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理、監査等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。
六　（略）
2　（略）
（手数料の額）
第十一条の二の三　法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
一　（略）
二　特殊構造方法等認定　申請一件につき、二百十二万円
三～五　（略）
2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。
一　（略）
二　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）
イ　法第二条第九号若しくは第九号の二ロ又は令第一条第五号若しくは第六号、令第二十条の七第二項から第四項まで、令第百十二条第一項、令第百十四条第五項若しくは令第百三十七条の十第四号の規定に基づく認定の場合　二十九万円

二　申請に係る型式部材等の生産に関する事項
イ～ル　（略）
（新設）
三・四　（略）
3　（略）
（品質保持に必要な生産条件）
第十条の五の九　法第六十八条の十三第二号の国土交通省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。
一～四　（略）
五　次に掲げる方法により品質管理が行われていること。
イ　社内規格が次のとおり適切に整備されていること。
(1)　次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。
(i)～(vi)　（略）
（新設）
(2)　（略）
ロ～ヘ　（略）
（新設）
ト　製品の管理、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。
六　（略）
2　（略）
（手数料の額）
第十一条の二の三　法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
一　（略）
二　特殊構造方法等認定　申請一件につき、二百五万円
三～五　（略）
2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。
一　（略）
二　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）
イ　法第二条第九号若しくは第九号の二ロ又は令第一条第五号若しくは第六号、令第二十条の七第二項から第四項まで、令第百十二条第一項、令第百十四条第五項若しくは令第百三十七条の十第四号の規定に基づく認定の場合　二十八万円